

○豊中市文化行政推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の文化行政の総合的な展開を図るため、豊中市文化行政推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の文化行政に係る基本方針・計画に関すること。
- (2) 本市の文化行政に係る課題の検討、調査及び研究に関すること。
- (3) 本市の文化行政に係る施策の推進・調整に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 推進会議の委員長は、都市活力部長、副委員長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、これを主宰する。

(関係者の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(連絡会議)

第6条 推進会議に連絡会議を置き、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 連絡会議の委員長は、文化芸術課長、副委員長は、魅力創造課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 連絡会議は、必要に応じ委員長が招集し、これを主宰する。

(部会)

第7条 連絡会議に必要な調査及び検討を行わせるため、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、連絡会議の委員の中から委員長が指定する者をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときは、連絡会議の委員以外の者を部会委員とすることができる。
- 3 部会に座長を置く。
- 4 部会の座長は、部会の委員の互選によって定める。
- 5 部会は、必要に応じて部会の座長が招集する。

(実務担当者会議)

第8条 推進会議は、その所掌事務を行うにあたり、調査及び検討を行わせるため、実務担当者会議を設置することができる。

- 2 実務担当者会議の委員は、連絡会議の委員の推薦を受けた職員をもって充てる。この場合において、連絡会議委員が実務担当者会議の委員を兼ねることを妨げない。
- 3 実務担当者会議に座長を置く。
- 4 実務担当者会議の座長は、実務担当者会議の委員の互選によって定める。
- 5 実務担当者会議は、必要に応じて実務担当者会議の座長が招集する。

(専門委員)

第9条 推進会議は、第2条第1項第2号の調査又は研究を行ううえで必要な助言及び指導を受けるため、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、都市活力部文化芸術課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成3年5月7日から実施する。

附則 この要綱は、平成3年11月28日から実施する。

附則 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成5年8月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成6年2月18日から実施する。

附則 この要綱は、平成6年4月18日から実施する。

附則 この要綱は、平成6年9月16日から実施する。

附則 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成11年4月12日から実施する。

附則 この要綱は、平成12年4月7日から実施する。

附則 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成14年10月15日から実施する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成18年10月17日から実施する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 文化行政推進会議委員

委員長	都市活力部長
副委員長	市民協働部長
委員	人権文化政策監
同	政策企画部長
同	環境部長
同	健康福祉部長
同	こども未来部長
同	都市計画推進部長
同	都市基盤部長
同	消防局長
同	教育委員会事務局長
同	教育委員会教育監

別表 2 文化行政連絡会議委員

職 名	
委員長	都市活力部文化芸術課長
副委員長	都市活力部魅力創造課長
委員	人権政策課長
同	政策企画部広報広聴課長
同	都市活力部スポーツ振興課長
同	都市活力部空港課長
同	都市活力部産業振興課長
同	環境部公園みどり推進課長
同	市民協働部コミュニティ政策課長
同	市民協働部中部地域連携センター長
同	市民協働部南部地域連携センター長
同	市民協働部北部地域連携センター長
同	市民協働部千里地域連携センター長
同	健康福祉部障害福祉課長
同	健康福祉部高齢者支援課長
同	こども未来部こども事業課長
同	都市計画推進部都市計画課長
同	都市計画推進部市街地整備課長
同	都市基盤部道路建設課長
同	消防局予防課長
同	教育委員会事務局生涯学習課長

同	教育委員会事務局読書振興課長
同	教育委員会事務局教育センター所長
同	教育委員会事務局学校教育課長